

# 長期収載品の選定療養費について

令和6年度の診療報酬改定に基づき、令和6年10月1日から長期収載品(後発医薬品のある先発医薬品)を患者さんの希望で使用する際は、選定療養費として自己負担が発生します。

## 選定療養費の対象

外来患者さんへの処方

## 選定療養費の対象となる医薬品(長期収載品)

- 後発医薬品が発売され、5年以上経過した先発医薬品(準先発医薬品を含む)
- 後発医薬品への置き換え率が50%以上の先発医薬品

## 選定療養費の対象外となる場合

- 入院患者さんへの処方
- 医師が医療上の必要性があると判断した場合
- 在庫状況等により、先発医薬品の提供が困難な場合
- バイオ医薬品

## 自己負担額について

- 長期収載品(先発医薬品)の薬価と、後発医薬品の最高価格帯との価格差の4分の1  
※選定療養費には消費税がかかります。

※選定療養費のお支払先は、院外処方の場合は調剤薬局、院内処方の場合は当院となります。

※国や地方単独の公費負担医療制度をご利用の場合も、選定療養費負担の対象となります。